装官総第５２２２号
令和４年３月３１日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官　殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

総括文書管理者
長官官房審議官
（公印省略）

文書管理システムを用いた起案により難い案件について（通達）

防衛装備庁行政文書管理細則について（装官総第５０８５号。令和４年３月３１日。以下「文書管理細則」という。）第３章第２第１項第２号アの規定により総括文書管理者が定める決裁機能を有する業務システム及び同号イ（エ）の規定により総括文書管理者が定める場合は、それぞれ次のとおりとし、令和４年４月１日から施行することとしたので通達する。

なお、文書管理システムを用いた起案により難い案件について（装官総第１６１号。２７．１０．１）については、令和４年３月３１日をもって廃止する。

１　文書管理細則第３章第２第１項第２号アに規定する決裁機能を有する業務システム
⑴　旅費及び謝金・諸手当システム
⑵　会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム
２　文書管理細則第３章第２第１項第２号イ（エ）に規定する文書管理システムを用いた起案により難い案件
⑴　計算証明規則（昭和２７年会計検査院規則第３号）第５条に規定する証拠書類その他の決裁文書の原本が紙でなければならない文書を起案する場合
⑵　中央調達システムその他のシステムにより出力された用紙を起案用紙として起案しなければならない場合
⑶　次に掲げる案件その他の案件であって、文書管理システムによる閲覧制限の措

置を講じてもなお適確な業務の遂行に支障があると文書管理者が認めるものについて起案する場合。ただし、公になっていないものに限る。

ア　人事評価、人事発令及び懲戒処分に関する案件

イ　秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成２１年防衛省訓令第２５号）第２条第５号に規定する適格性の確認に関する案件

ウ　特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第１２条第１項に規定する適性評価に関する案件

エ　予定価格に関する案件